

パブリックコメント（意見募集）

石狩市公告式条例の一部改正について

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

石狩市役所 総務部 総務課

1 背景及び改正の目的

国や各地方公共団体においては、デジタル・ガバメントの実現による市民の利便性の向上を図るための取組が進められています。

これを踏まえ、本市においても、市役所前の掲示場への掲示によることとされている条例の公布等について、市のホームページでの閲覧も可能とすることで、デジタル技術の活用による利便性の向上を図るように本条例を改正するものです。

2 改正の内容

条例及び規則の公布、規程の公表並びに告示、公告及び公示について、市のホームページでも閲覧できるようにするため、石狩市公告式条例第2条第2項を改めます。

【改正前】「石狩市役所前」に掲示

【改正後】「ホームページ+石狩市役所前」に掲示

改 正 前	改 正 後
(条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、石狩市役所前の掲示場に掲示して行う。	(条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、 <u>掲示場（市のホームページに設置した電子掲示場及び石狩市役所前の掲示場をいう。）</u> に掲示して行う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

※規則の公布、規程の公表並びに告示、公告及び公示については、第2条第2項の規定を準用するものとなっています。

3 パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続を経て、令和7年11月開催予定の石狩市議会に石狩市公告式条例の改正案を提案する予定をしています。